



静岡経協

お困りごと相談室

こんなお困りごとありませんか？

テレワーク、DX…
何をどうしたらよいのか
どこに相談したらいいのかな

職場でのハラスメント対応
従業員のメンタルヘルス対応
まず何から取組めばいいの

労働関係法規の解釈、
就業規則・労働規約の作成・整備
などについて相談したい

顧問弁護士はいるけど
セカンドオピニオン
が欲しいな

賃金の見直し指示を受けたけど
同業他社の水準が分かるデータが欲しい
こんなことを依頼してもいいのかな

無 料

で対応します

利便性向上のため、毎月1回の定期的な開催を
変更し、**随時 お困りごととの相談**を受付します

人事労務に関する問題だけでなく、幅広く
様々な分野でのご相談に専門家が対応します

ご相談のお申込みについては、当協会HPをご覧ください

ホーム画面(<https://www.shizuokakeikyo.or.jp>)

⇒活動概要⇒お困りごと相談室のご案内

お問い合わせ先：(一社)静岡県経営者協会 事務局

TEL:054-252-4325